平成２８年（フ）第７５号
山口市黒川783番地５　ベルフィオーレ黒川306、前住所山口市吉敷佐畑４丁目９番１号
債務者　山下　孝志
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７９号
山口市平井1575番地12　シャトンホームズ203号
債務者　福田　理恵
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８１号
山口県防府市大字浜方197番地
債務者　福田眞紀子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６３５７号
東京都東大和市中央４丁目962―12―302
債務者　渡邉　秀夫
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３５８号
東京都東大和市中央４丁目962―12―302
債務者　渡邉　有子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３６６号
東京都東村山市本町４丁目９―22―203
債務者　草野　裕樹
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３６８号
東京都杉並区和田１丁目43―11　救世軍婦人寮
債務者　篠原　政子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３８１号
東京都町田市鶴間５丁目13―21―703
債務者　三浦　恵美（旧姓小沢）
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３８５号
東京都港区西麻布１丁目２―21―２Ａ
債務者　小早川由紀子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３８６号
東京都練馬区田柄４丁目36―14―201
債務者　堀内　　惇
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３８８号
東京都新宿区中井２丁目２―11　ゆたか荘11号室
債務者　田中　顕成
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３９２号
東京都小金井市中町２丁目７―１―307
債務者　伊東　竜太
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３９３号
東京都江東区塩浜２丁目24―10―426
債務者　横溝　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３９６号
東京都多摩市落合６丁目12―５―302
債務者　山田　俊子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３９８号
東京都葛飾区新小岩４丁目34―８―109
債務者　中村　剛也
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３９９号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間２丁目２―18
債務者　高橋　宏美
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部